

富山県企業局水道事業建設コンサルタント業務等  
における総合評価方式の運用ガイドライン  
(試行要領)

令和5年度

富山県企業局水道課

## ● はじめに

品確法の改正など品質確保に関する動向を踏まえ、富山県企業局の水道事業における「建設コンサルタント業務等における総合評価方式の運用ガイドライン」を試行的に定めるものとする。

本ガイドラインの適用は案件毎に検討するとともに、必要に応じてガイドラインを見直すこととする。

## ● 目次

- 1 建設コンサルタント業務等における総合評価方式の概要
  - 1-1 総合評価方式
  - 1-2 総合評価方式における入札時の手続き
  - 1-3 実施手順
  
- 2 建設コンサルタント業務等における総合評価方式の審査・評価
  - 2-1 技術評価項目と配点について
  - 2-2 評価項目と着目点及び評価方法
  - 2-3 総合評価方式による落札者の決定
  - 2-4 技術提案等の履行確実性の評価
  
- 3 その他の留意事項
  - 3-1 中立かつ公正な審査・評価の確保
  - 3-2 情報公開
  - 3-3 評価内容の担保

# 1 建設コンサルタント業務等における総合評価方式の概要

## 1-1 総合評価方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価方式を選定する。

総合評価は、業務の仕様の範囲内で品質を向上させる方法の提示を求める着目点を示し、これに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めることにより、価格との総合評価を行うものである。なお、入札契約は、条件付き一般競争入札が採用される。

業務の難易度に応じ実施方針により評価が可能な業務は、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を1：1とし、さらに、より業務の難易度が高い業務については着目点を2つとするなどして、1：2、あるいは1：3を用いることも可能とする。

また、低入札価格調査制度を適用する。

### 参考

#### (1) プロポーザル方式

プロポーザル方式は、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める着目点を示し、着目点に関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定するもの。なお、特定した者とは、随意契約となる。

#### (2) 価格競争方式

上記総合評価方式、プロポーザル方式によらず、入札参加要件として一定の資格等を付すことにより品質を確保できる業務において、価格競争により選定するもの。

## 1-2 総合評価方式における入札時の手続き

### (1) 要件と基準

発注者は、入札参加資格要件及び入札時の総合評価に関する技術的評価項目及び判断基準について、設計図書、入札公告、入札説明書（以下、「入札説明書等」という。）において明記する。

入札参加資格要件及び評価項目については、業務内容、必要とされる技術力等を十分に検討のうえ、適切に設定する。

### (2) 技術的評価項目

- ① 技術的評価項目は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定する。
- ② 入札参加資格要件以外の評価項目については、評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としない項目は記載しない。
- ③ 技術的評価項目は、定量的に表示し得るもの、技術等を数値化できるものは、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

### (3) 評価基準

- ① 評価に関する基準は、評価項目、得点配分、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等において明記する。
- ② 技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定する。
- ③ 調達上の必要性重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外する。
- ④ 技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示し、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記する。
- ⑤ 価格評価点と技術評価得点との配点割合は、当該調達の内容及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定する。

(4) 評価

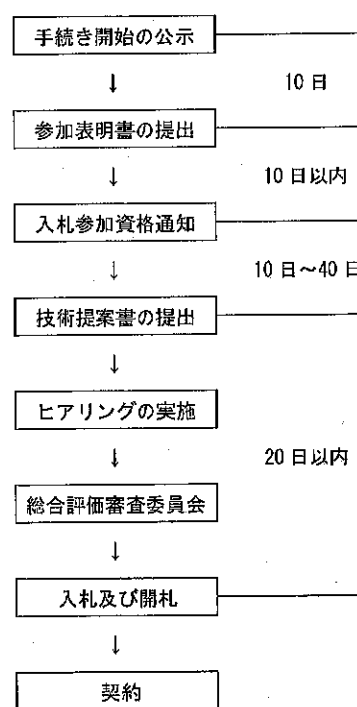
- ① 評価は、入札説明書あるいは技術提案書に基づいて行うものとし、これに記載されていない技術等は評価の対象としない。
- ② 評価は、発注者による公正、公平な審査を通じて適切に行う。  
また、当該審査に当たっては、共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いない。
- ③ 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明記する。
- ④ 評価項目については、入札説明書等に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等に基づき得点を与える。
- ⑤ 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。

1-3 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は右図のとおりとする。

原則として、より競争性を確保するため、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる条件付き一般競争入札方式を採用する。

技術提案書の提出までの期間は、高度な技術力を要する場合、40日を超えて設定することもできる。



2 建設コンサルタント業務等における総合評価方式の審査・評価

2-1 技術評価項目と配点について

技術評価項目と着目点及び配点の例を表1に示す。なお技術提案テーマは2つとしている。

表1

技術評価項目	評価の着目点		配点
(7) 企業の実績と能力 6点	①	企業の実績	5
	②	県内営業所の有無	1
(4) 管理技術者の経験と能力 12点	③	配置予定管理技術者の実務経験	4
	④	配置予定管理技術者の資格	4

		⑤ 配置予定管理技術者のCPD	4
(ウ) 実施方針	12点	⑥ 業務実施組織体制	3
		⑦ 業務実施手順	3
		⑧ 照査における具体の手法・工夫等	3
		⑨ 業務の円滑な実施に関する提案	3
		⑩ 技術提案の整合性	4
(I) 技術提案	30点	評価テーマ【1】の的確性	5
		評価テーマ【1】の実現性	5
		評価テーマ【1】の独創性	3
		⑪ } 評価テーマ【2】の的確性	5
		⑬ } 評価テーマ【2】の実現性	5
		評価テーマ【2】の独創性	3
合計			60

## 2-2 技術評価項目と着目点及び評価方法

### (7) 企業の実績と能力

#### ① 企業の実績

水道施設の設計においては、特殊技術を用いること、経験による知見の蓄積が重要なことから、成果の確実性を評価するため、企業の実績を評価項目とする。

入札公告日の前日から起算して設定する期間内に、発注者が定める要件を満たす同種あるいは類似業務（以下、「実績業務」と言い、入札公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）を単独で受注契約して完成させた実績がある場合、実績業務に応じて表2の評価点を与える。

実績業務の同種又は類似は、業務内容に応じて、発注者が業務毎に限定的に設定し、入札説明書等に明記する。

実績業務は、TECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限る。

TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料（契約書、設計図書、金抜き設計書、数量計算書等）の提出を認める。

企業において複数の「実績業務」を有する場合は、複数の実績の提出を認める。

表2

評価の着目点	判断基準の例	評価点
① 企業の実績	同種業務	5
	類似業務	1

注1 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。

注2 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われた業務とする。

#### ② 県内営業所の有無

企業的能力を測るため、県内営業所の有無を評価項目とする。

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、表3の評価点を加算点として与える。なお、「営業所」とは、コンサルタント登録規程により登録している営業所をいう。

当該営業所が富山県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている営業所かどうかは問わない。

富山県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款等）の提出を求める。

表3

評価の着目点	区分	評価点
②県内営業所の有無	「主たる営業所（本社・本店）」が富山県内にある。	1
	「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が富山県内にある。あるいは営業所が富山県内にない。	0

#### (イ) 管理技術者の経験と能力

##### ③配置予定管理技術者の実務経験

入札公告日の前日から起算して設定する期間内に、発注者が定める要件を満たす同種あるいは類似業務（以下、「実務経験」と言い、入札公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、本申請企業における管理技術者として従事した実務経験を有する者を、当該業務の管理技術者として配置する場合、実務経験に応じて表4で定める評価点を与える。

実務経験は、業務内容に応じて、発注者が業務毎に限定的に設定し、入札説明書等に明記する。

実務経験は、TECRISに登録され、求める実務経験の内容が確認できるものに限る。

TECRISの登録データで求める実務経験が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実務経験が確認できる他の資料（契約書、設計図書、金抜き設計書、数量計算書等）の提出を認める。

管理技術者として複数の「実務経験」の提出を認めることもできる。

配置予定管理技術者が特定できない、あるいは技術提案書提出時に配置予定管理技術者を特定できない場合を想定して、複数名で申請することを発注者が認める場合、配置する可能性のある配置予定技術者を複数名申請することができるものとする。その場合の取扱いは配置予定管理技術者を有資格者として申請する場合、申請のあった配置予定技術者毎に、「③配置予定管理技術者の実務経験」、「④配置予定管理技術者の資格」、「⑤配置予定管理技術者のCPD」の評価点を合計し、その合計が最も低い配置予定技術者で評価する。

なお、申請した管理技術者の途中交代は、原則として認めない。

表4

評価の着目点	判断基準の例	評価点
③配置予定管理技術者の実務経験	同種業務	4
	類似業務	1

注1 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。

注2 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われた業務とする。

##### ④配置予定管理技術者の資格

配置予定管理技術者として配置される予定の技術者における資格の有無に応じて評価を行い、資格の有無に応じて表5の評価点を与える。

評価対象とする資格については、入札公告時に発注者が具体的に設定する。

資格の所有を証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。

専門性の高い業務の場合、技術士の専門部門に科目を加えて評価してもよい。

表5

評価の着目点	判断基準の例	評価点
④配置予定管理技術者の資格	・技術士 総合技術監理部門（建設部門関連科目） ・技術士 建設部門	4
	・RCCM ・土木学会認定技術者（1級）	1

##### ⑤配置予定管理技術者のCPD

配置予定管理技術者の継続教育（CPD）取組状況について、評価を行う。

建設系 CPD 協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）の推奨単位取得を証明する

「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限日の過去1年以内のものを評価する。団体の推奨単位を満たす場合、表6のとおり評価点を与える。

証明資料として、上記団体が発行する単位取得証明書の写しの提出を求める。

単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていることとし、含まれていない場合は評価しない。インターネットでの検索結果の写しは評価しない。

表6

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑤配置予定管理技術者のCPD	建設系 CPD 協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）の推奨単位数50単位/年以上の証明あり	4
	建設系 CPD 協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）の推奨単位数50単位/年以上の証明なし	0

(ウ) 実施方針

⑥業務実施体制

業務を遂行する技術者の体制等については、以下に着目して総合的に評価を行い、表7のとおり評価点を与える。

業務実施体制提案書の提出を求める。

管理技術者の管理下に主任技術者を配置するとして、その配置予定技術者の所属、当該技術部門の実務経験年数が客観的に確認、証明できる書類が提出された場合、必要な技術分野の専門技術者を適切に配置する計画であるとして、優秀であると評価する。

配置予定技術者の配置の確実性については、ヒアリングなどにより確認することが望ましい。

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載することとする。

表7

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑥業務実施体制	主任技術者を適切に配置しており、かつ業務分担が明確になっている	3
	主任技術者を配置しており、普通である	2
	必要最低限である	1

⑦業務実施手順

業務実施手順については、以下に着目して総合的に評価を行い、表8のとおり評価点を与える。業務実施手順が業務量、業務内容に即しており、業務工程計画の妥当性が高い場合は、充実していると評価する。

さらに業務実施上の問題点や課題に対する対応、解決へのプロセスの実現性が高いと確認できる場合は、精緻で充実していると評価する。

表8

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑦業務実施手順	発注者からの指示事項の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法や協議結果等の取り扱い、及び担当技術者へのフォロー方法など効果的な手法が具体的に示されており、精緻で充実している	3
	工夫されている	2
	必要最低限である	1

⑧照査における具体の手法・工夫等

照査における具体の手法・工夫等については、以下に着目して総合的に評価を行い、表9のとおり評価点を与える。

業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査における具体の手法・工夫等が明確で実現性が高い場合、優位に評価する。

表9

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑧照査における具体の手法・工夫等	照査手法が明確で実現性が高く効果が期待される	3
	照査手法は工夫されている	2
	照査手法は必要最低限である	1

⑨業務の円滑な実施に関する提案

業務の円滑な実施については、以下に着目して総合的に評価を行い、表10のとおり評価点を与える。

本業務の特別な実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案が独創性に富みかつ実現性が高い場合、評価する。

業務の円滑な実施に関する提案書の提出を求める。

表10

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑨業務の円滑な実施に関する提案	発注者側の検討体制及び既存施設の機能、能力、周辺地形、環境、地域特性など幅広い与条件と整合がとれており、独創性に富みかつ実現性が高い	3
	一定程度の工夫がみられる	2
	必要最低限である	1

(I) 技術提案

業務内容に応じて評価テーマを設定する。

技術提案は、業務の進め方など、契約上受注者の任意によるところに対して求めるものである。したがって、発注者として必要と考える業務の項目は漏れなく設計計上して設計図書（特記仕様書・図面）に明示することを徹底する。

評価テーマ設定にあたっては、過剰な提案を求めることとならないよう配慮する。

評価テーマは、抽象的あるいは漠然とした表現を避け、より具体的に設定を行う。

必要に応じて、入札説明書に評価テーマ設定の背景を記載するなど、設定した背景・理由が入札参加者に伝わるよう配慮する。

発注者は、技術提案書の受付担当と評価担当を分けるなど、評価に関して公平性・公正性の確保に努める。

入札参加者から提案された技術提案はすべて「知的財産」として、他者に漏れることのないよう、適切に管理する。

⑩技術提案の整合性

技術提案の整合性については、以下に着目して総合的に評価を行い、表11のとおり評価点を与える。

相互に関連する複数の評価テーマ間の技術提案の整合性が高く、優れている場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。

表11

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑩技術提案の整合性	評価テーマ間の整合性が高く、かつ視点の高い設計思想である	4
	評価テーマ間の整合性が高い	2



	一定程度の整合性が認められる	1
	矛盾がある	0

### ⑪技術提案の評価

評価テーマ毎に、以下に着目して総合的に評価を行い、表12により評価点を付与する。  
より適切な評価を行うため、契約担当課及び発注担当課は、配置予定技術者に対し技術提案に関するヒアリング等を実施することができる。

その場合、ヒアリングを実施する旨を入札説明書に明記する。

ヒアリングは、契約担当課及び発注担当課から複数の職員が出席して実施する。

落札者が提出した技術提案は契約条件とし、契約期間中に履行確認を行う。

技術提案不履行に対する措置は、現時点では設けない。

しかし、再三の文書通知に対しても応じないなど、履行状況が特に悪質と認められる場合、入札参加停止措置などを検討することとする。

独創性については、提案の数を加算する。

表12

評価の着目点	判断基準の例	評価点
⑪的確性	発注者の検討体制、浄水場等の機能、能力、周辺地形、環境、地域特性など幅広い与条件との整合性が特に高い	5
	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い	4~2
	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が的確に網羅されている	1
	的確性に欠ける部分がある	0
⑫実現性	課題の留意点を十分に理解し、対応策がより具体的で実現性が高い提案内容で説得力がある	5
	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている	4~2
	利用しようとする技術基準、資料が適切である	1
	実現性に懐疑的な部分がある	0
⑬独創性	工学的知見に基づく意欲的な新しい提案がある	1
	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある	1
	複数の既存技術を統合化して技術を構築する提案がある	1
	評価できる提案がない	0

## 2-3 総合評価方式による落札者の決定

### (1) 落札者の決定方法について

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。  
評価値の算出方法は加算方式とする。

申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- (ア) 企業の実績と能力
- (イ) 管理技術者の経験と能力
- (ウ) 実施方針
- (エ) 技術提案
- (オ) 技術提案等の履行確実性

### 1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

### 2) 価格評価点と技術評価点の配分

技術評価の満点は60点とし、配点割合に応じて価格評価点の満点を20点、30点、60点の何れかで決定する。

以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点の配分点を示す。

価格評価点：技術評価点の配点割合と価格評価点の満点

1：1の場合 価格評価点：60点

1：2の場合 価格評価点：30点

1：3の場合 価格評価点：20点

### 3) 価格評価点の算出方式

価格評価点は下記の計算式により算出し、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の満点} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

### 4) 技術評価点の算出方法

技術評価点は下記の計算式により算出し、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価点の満点} \times \frac{\text{(カ)技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

$$\begin{aligned} \text{(カ)技術評価の得点合計} &= \text{(ア)に係る評価点} + \text{(イ)に係る評価点} \\ &+ \text{技術提案評価点} \times \text{(オ)の評価に基づく履行確実性度} \end{aligned}$$

$$\text{技術提案評価点} = \text{(ウ)に係る評価点} + \text{(エ)に係る評価点}$$

## 2-4 技術提案等の履行確実性の評価

業務実施体制及び技術提案の履行確実性については、次により評価するものとする。

### (1) 調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者

富山県企業局委託業務低入札価格調査試行要領に基づく調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者は、業務実施体制及び技術提案（以下「技術提案等」という。）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないことを認める具体的な事情がない限り、履行確実性をAと評価し、履行確実性度1.0を付与する。

### (2) 調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者

調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、以下の①から④までの審査項目で評価した結果、○と審査した項目数に応じて、表13のとおり評価し、履行確実性度を付与するものとする。

#### ①業務内容に対応した費用が計上されているか

直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているか。

#### ②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか

配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。

配置予定技術者の人工が適正であるか。

#### ③品質管理体制が確保されているか

照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。

照査予定技術者の人工が適切であるか。

#### ④再委託先への支払いは適正か

再委託業務内容を再委託先が確認しているか。

表13

○と審査した項目数	評価	(才)履行確実性度
4	A	1.00
3	B	0.75
2	C	0.50
1	D	0.25
0	E	0

### (3) 履行確実性の調査

どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者に対して、開札後速やかにヒアリング等を実施する。

入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、履行確実性の審査のため、富山県企業局委託業務低入札価格調査試行要領に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

## 3 その他の留意事項

### 3-1 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、富山県企業局建設工事等総合評価審査委員会により審査・評価を行う。

#### (1) 学識経験者への意見聴取

総合評価方式の実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案に対する評価及び落札者決定について意見を聴く。

①実施方針の策定

- ・総合評価方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

②複数の業務に共通する評価方法の策定

- ・総合評価方式の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

総合評価審査委員会等の学識経験者については、審議の中で知り得た秘密を他に漏らし  
てはならず、職を退いた後も同様とする。

### 3-2 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、総合評価方式の評価に関する基準、落札者の決定方法  
については、あらかじめ入札説明書等において明記する。

(1) 手続開始時

総合評価方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

①総合評価方式の適用の旨

②入札に参加するために必要な要件

- ・入札参加者に要求される資格

③総合評価に関する事項

- ・落札者の決定方法
- ・総合評価の方法

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後以下の事項を公  
表する。なお、失格、辞退等に関してはこの限りではない。

①落札した業者名

②各業者の入札価格

③各業者の技術評価点

④各業者の評価値

(3) 苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ご  
とに評価の結果及びその理由を記録しておく。

### 3-3 評価内容の担保

総合評価方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案内容の履行を確  
保するための措置や履行できなかった場合の措置として、当該技術提案内容を契約書に記載す  
るとともに、発注者と落札者の責任の分担とその内容を業務計画書に明らかにするものとする。  
技術提案書の契約書への記載にあたっては、あらかじめ受発注者間で不採用項目等がないか確  
認し、採用された提案のみを契約書に記載するものとする。また、業務計画書に明記した履行を  
確保する内容には、標準レベルの提案内容と捉えて加点を行わなかった内容も含めるものとし  
る。